

北秋田市ふるさと納税事業代行業務

応募型プロポーザル審査要領

北秋田市総務部総合政策課

北秋田市ふるさと納税事業代行業務
応募型プロポーザル審査要領

1 目的・趣旨

北秋田市ふるさと納税事業代行業務応募型プロポーザルの実施に当たり、その審査の具体的な取扱いについて定めるものである。

2 審査対象者

審査は、次の事項を全て満たすものを対象に行う。

- (1) 別紙「北秋田市ふるさと納税事業代行業務応募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な全ての書類を提出した者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者

3 審査方法

- (1) 北秋田市ふるさと納税事業代行業務応募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が評価を行う。
- (2) 審査委員はプレゼンテーションの内容について評価項目毎に点数により採点を行い、各審査委員の採点の集計結果として得点の上位の者を受託候補者として選定する。2番目に得点が高かったものは次点者とする。なお、合計点数が同点になった場合には、審査委員の協議により1者を選定する。
- (3) 受託候補者が辞退した場合又は受託候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を受託候補者として選定する。

4 最低基準点

受託候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

- (1) 最低基準点は、審査委員による全員の合計点の6割とする。
- (2) 最低基準点を下回る企画提案者については、受託候補者としない。
- (3) 企画提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

5 採点・選定

審査委員は提出された各企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、別添1「北秋田市ふるさと納税事業代行業務応募型 契約候補者選定に係る評価基準」に掲げる評価項目及び評価の基準に従い評価を行う。

別添 1

北秋田市ふるさと納税事業代行業務応募型
契約候補者選定に係る評価基準

評価項目	評価の基準		配点
①企画提案の内容	企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の目的、業務仕様書に沿った内容となっているか ・魅力あるサイト運営が実施できる方針や手法が提案されているか ・業務仕様書に示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか 	30
②実績及び業務実施体制	実施主体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の受託実績は豊富にあるか ・実施体制は、本業務の内容に見合ったものか ・返礼品提供事業者の求めに応じて速やかに訪問し、対応できる体制が整っているか ・返礼品が事業者から寄附者へ届くまで確実な発送管理を行えるか ・寄附者からの問い合わせ、クレーム等に迅速かつ確実に対応できる体制がなされているか 	60
③プレゼンテーション能力	明確な説明・回答	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を明確に説明しているか。また選定委員の質問に対する的確に回答しているか 	5
④業務参考見積	業務のコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格については以下のとおり算定した点数で採点することとする（小数点以下切捨） <計算式> （提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）×満点5点	5
合計			100

※評価の換算点（加重倍率）に記載のある項目は、以下の評価区分による5段階評価の点数にその加重倍率を乗じて評価点（100点満点）とする。

【評価区分】

評価点	評価基準
5点	記載・説明された内容が特に良い
4点	記載・説明された内容が良い
3点	記載・説明された内容が普通である
2点	記載・説明された内容がやや劣る
1点	記載・説明された内容が劣る